

利根川文化研究会オンライン例会 報告

## 葛西用水開削からの利根川東遷の一仮説

- 1 はじめに
- 2 葛西用水路の歴史
- 3 幸手領用水(葛西用水)の流路について
- 4 東遷の始まりといわれる川俣締切を葛西用水から考える
  - 図1 葛西用水成立の概略
  - 図2 川俣付近の利根川流路と葛西用水
  - 図3 羽生領と葛西用水
  - 資料1 葛西用水路掛樋に係る手子林村との調整文書
  - 図4 図2注釈と正保国絵図
  - 図5 川俣締切関連図(参考資料)

### 1 はじめに

延期となった4月5月の巡検では、いわゆる利根川東遷の始めと云われる川俣締切を中心に案内する予定であった。  
(見所 桑崎砂丘、新郷本陣跡、川俣締切趾、葛西用水元坎跡)

案内資料を作っている時、疑問が生じた。  
今回は、それを一仮説として報告する。

### 2 葛西用水路の歴史

中島用水と幸手領用水から葛西用水へ 図1参照  
中下流地域は中島用水で組合が成立していたが、宝永洪水で埋没代替の水源として幸手領用水を利用し、葛西用水が確立

- 3 幸手領用水(葛西用水)の流路について 図2、図3、資料1参照  
羽生領を縦断。元坎から約14.5kmで会の川に合流し、以降はほぼ古利根川の流路を流下  
(羽生領で用水・排水を横断→種々の問題を発生)

- 4 東遷の始まりといわれる川俣締切を葛西用水から考える  
疑問 なぜ幸手領用水路は会の川(南利根川)を利用しなかったのか？

○会の川流路跡にすれば

- ア 羽生領の用水路、排水路を横断しないで済む
- イ 高低測量をしなくて済む
- ウ 自然堤防を堤防として利用できる ⇔ 脆弱な盛土区間  
江戸時代初期の用水路は河川の旧流路を使ったものが多い  
いわゆる伊奈流の用水は旧流路を使うのが特色とされている

○幸手領用水路を会の川流路にしなかった理由

- ア 閉鎖(埋戻)した所に坎樋を設けることとなる→決壊の危険性
- イ 閉鎖した所はアンタッチャブル  
⇒川俣締切地点には、天保11年に南方用水の坎樋を設置

ウ 会の川を閉鎖することが目的 図2、4参照

東遷が目的なのか？

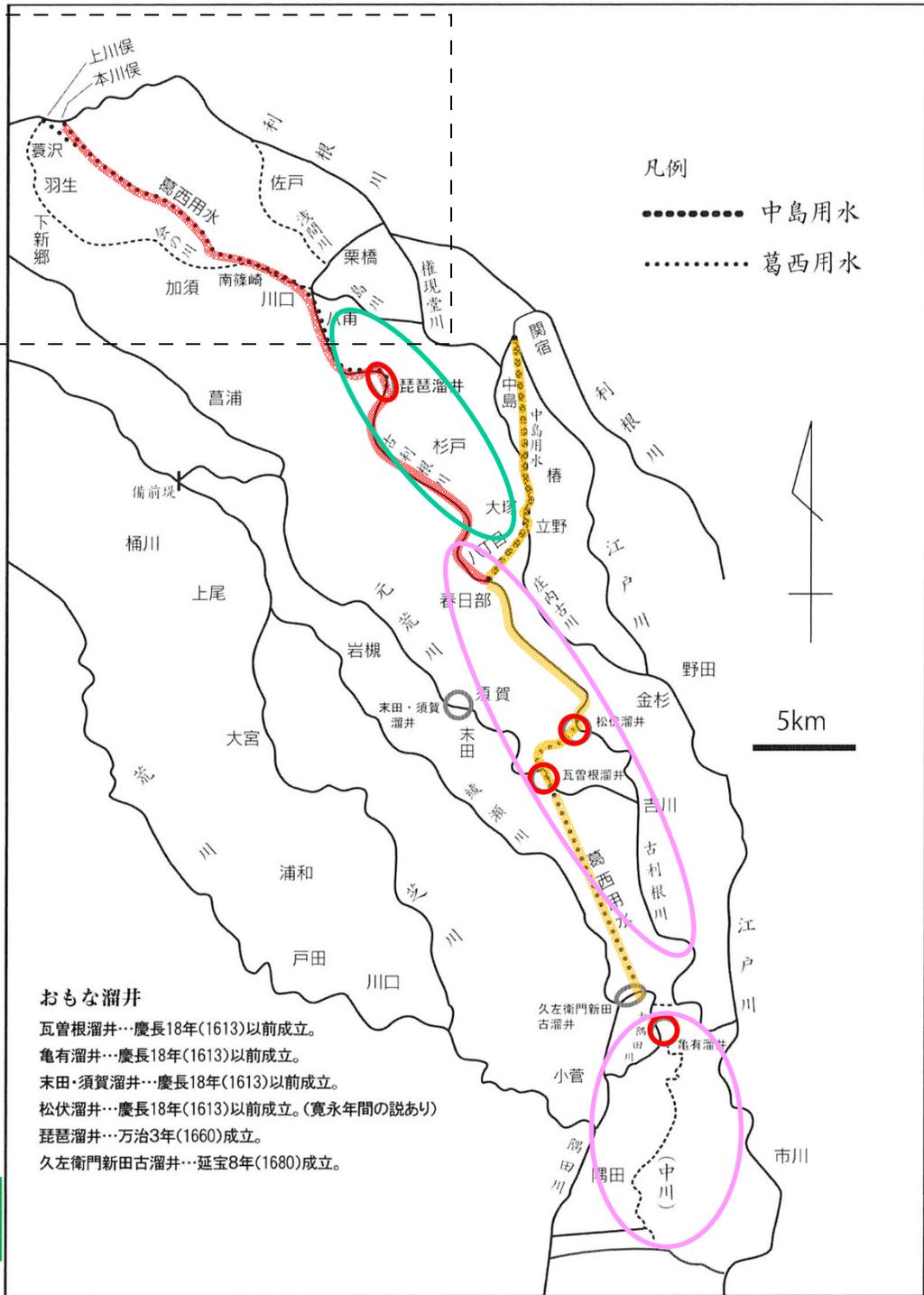
- 忍城主忠吉の家老が徳川移封後早くに実施(1594年新編風土記稿)  
時代として余裕はないのでは。
- 日川(分派流路)の存在  
日川？流路と分派流路の合流後の星川に自然堤防が発達  
正保国絵図
- 埼玉沼(小針沼)の干拓や広田村の開発(広田村開発由緒書)



## 忍城主の領地の開発のための治水工事

大熊氏「会の川の締切りは、利根川東遷事業という遠大な構想のもとにおける工事ではなく、…より直接的な目的のもとに締切られたものと思われる。  
…忍城付近の水害防除…と思われる」(利根川治水の変遷と水害p13)

図2の範囲



おもな溜井

- 瓦曾根溜井…慶長18年(1613)以前成立。
- 亀有溜井…慶長18年(1613)以前成立。
- 末田・須賀溜井…慶長18年(1613)以前成立。
- 松伏溜井…慶長18年(1613)以前成立。(寛永年間の説あり)
- 琵琶溜井…万治3年(1660)成立。
- 久左衛門新田古溜井…延宝8年(1680)成立。

原図：耕地開発と景観の自然環境学  
(橋本直子)

図1 葛西用水成立の概略

1630年(寛永7年)  
江戸川からの中島用水を開設し、古利根川に導水。  
松伏溜井から瓦曾根溜井に導水し、葛西井堀により亀有溜井に導水。  
(初期組合の成立) ピンク

1660年(万治3年)  
利根川の本川俣から幸手領用水を開設し、古利根川の琵琶溜井  
(中郷用水、南側用水)により幸手領をかんがい。 グリーン

宝永洪水で中島用水が埋没

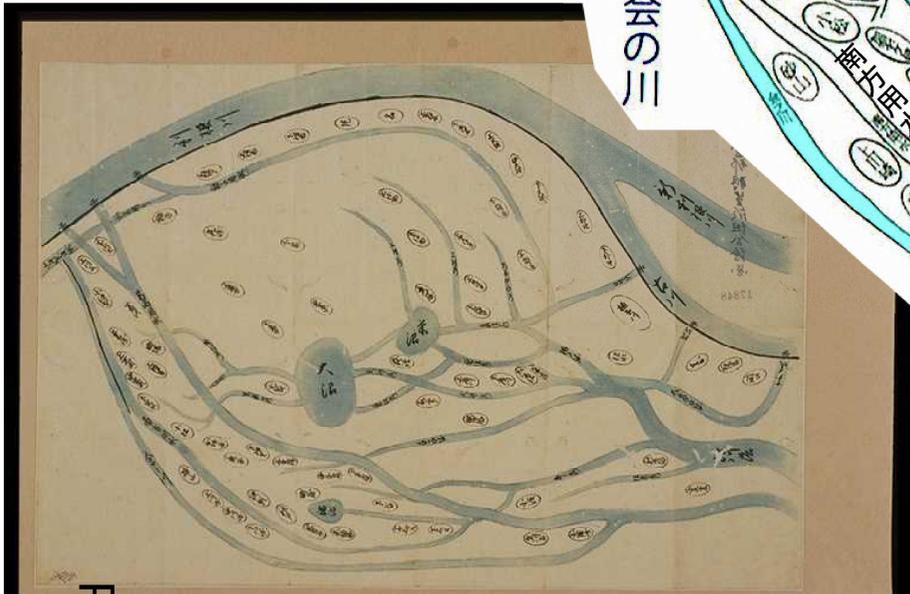
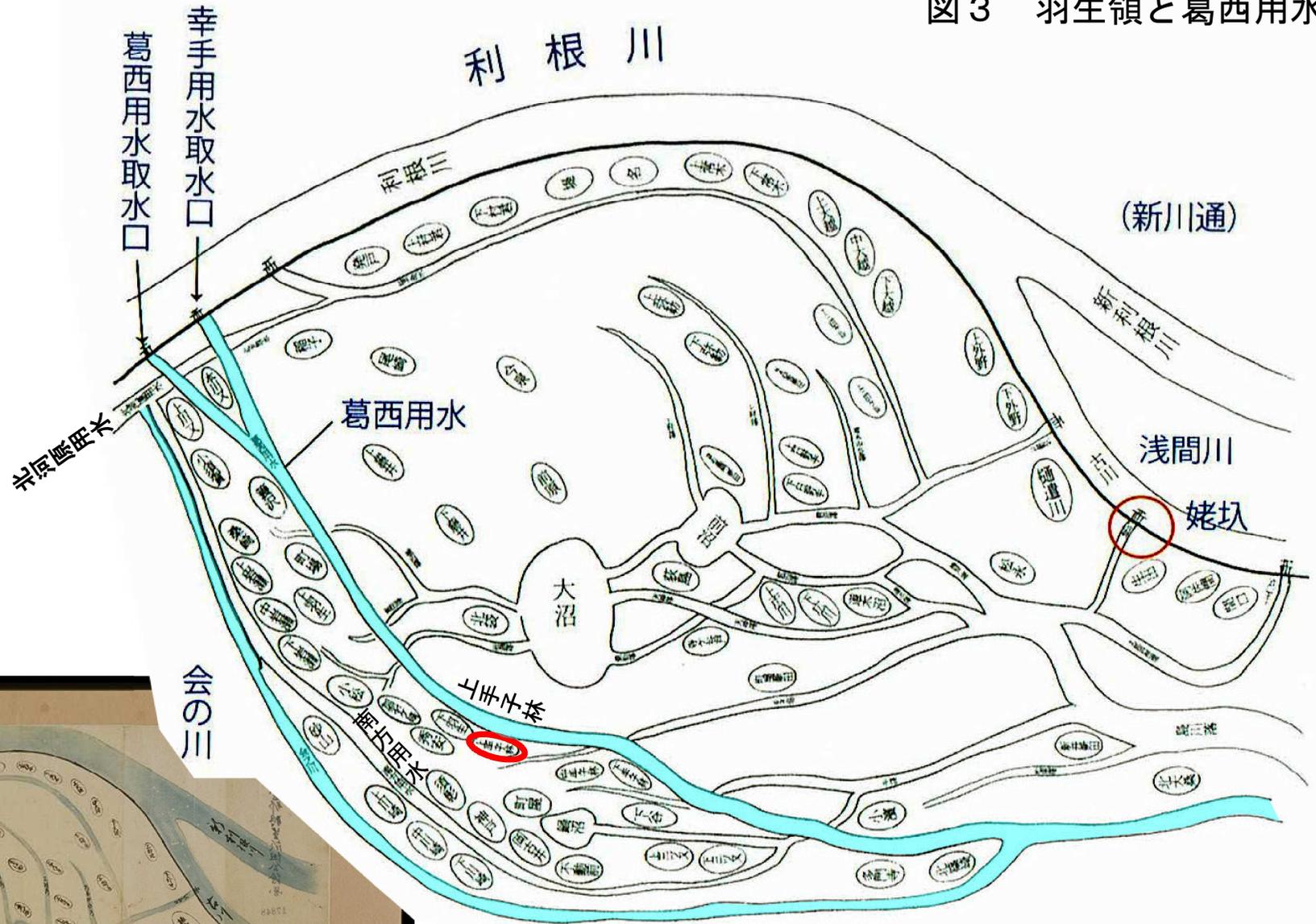
1719年(享保4年)  
幸手領用水を増強し、琵琶溜井から松伏溜井に送水する。  
葛西用水の確立。  
最終的に10ヶ領13万石

図 2

川俣付近の利根川流路と葛西用水



図3 羽生領と葛西用水



東北大学武州埼玉郡羽生領組合絵図のトレース図  
耕地開発と景観の自然環境学 橋本直子より引用、付記

東北大学武州埼玉郡羽生領組合絵図

一札之事

一其の御村方地内葛西用水路へ先年より懸渡井懸渡し北河原用水御引越被成候然る處近年利根川より砂押出し敷床高罷成候に付右懸渡井芥押掛け横堰の様に流水の差障相成甚下郷濁水の節難義致候併其御村方も用水の義殊に御地頭様方御物入御普請所之由及承候に付是迄取拂御相談差控候へ共誠に近年十ヶ領用水不足に付右懸渡井有之候ては水行七八寸も違ひ候儀に付無據此度御掛り御普請役様へ御願申候處御呼出之上双方へ御利解被仰聞候に付對談の上取拂御願申則左之通議定仕候

一右懸渡井取拂候爲代りと此已後永々葛西用水直懸に御勝手次第耕地へ用水御引入可被成候尤一尺寸間の儀は只今迄の有形にて差置候筈

一此已後如何の早魃年にてても右一尺の儀は懸渡井代りの儀に御座候得者御封印其の外一切等決而御掛様へ御願申上間敷候

一此已後諸人足諸夫錢其外如何様の御入用右用水路へ相掛り候共御村方へ一面御頼申間敷候

一後年に至り格別に床下け等御座候而右一尺御不勝手に候はぐ前々通長十三間内法高九寸横一尺二寸の懸渡井先規の通御懸渡被成候ても相違無御座候  
右之通り葛西幸手十ヶ領爲總代と我等共書付入置候上は此以後違變決而申間敷候勿論後年に至り彼是申者御座候共此書付を以て如何様に御取計被成候ても何にてても申分少も無御座候爲後證爲取替一札相渡し申所仍如件

寛政七卯年三月

羽生領上手子林村

名主 與右工門印  
同 小源太印  
同 久左工門印

寛政七卯年三月

羽生領上手子林村

名主 與右工門印  
同 小源太印  
同 久左工門印  
同 江左工門印  
同 市左工門印

葛西幸手十ヶ領

年番御名主中

寛政七卯年三月

御掛り西村一作様

羽生領上手子林村地内

葛西井筋掛渡井取拂

議定爲取替證文一通

十ヶ領當名

預り 中村彦左工門

前書掛渡井取拂之儀双方對談相濟候趣承届候然る處爲後證與書印形申受度旨上手子林村申之葛西用水年番之者共一同相願候に付伺之上與書相渡置候

卯五月

御普請役

西村 一作御印

右之通葛西十ヶ領より差入候書付柳島與右工門方に有之候西村一作様御宅麻布芋洗坂組屋敷内

永遠に勝手に取水できる  
干ばつの折にも取水停止を求めない。  
用水路修繕が必要な時に負担を求めない

これにより当地域は葛西用水の配水区域となったが、組合としては非賦課地域となった。  
この取極めが解消されたのは平成となってからである。  
(組合費を納めずに取水できた)

## 図2の注釈

図2の原図は国土地理院の治水地形分類図である。

その画像の自然堤防、扇状地、台地を画像処理により抽出したものに河畔砂丘、旧流路、現在の河川、葛西用水路を描画した。

このうち、旧流路については、中川水系人文編P114（埼玉県）に表記されている流路を、地形分類図の旧流路及び迅速図の流路を参考に描画したものである。ただし手小堀ルートは他文献を参考とした。

## 正保国絵



埼玉平野の成立ち・風土 松浦茂樹

より引用、加筆